

令和5年7月豪雨により、ほ場の浸水・冠水や土砂流入等の被害を受けた農業者に対して、野菜・花き・果樹・苗木等の種苗や土壌改良剤の購入経費等について支援します。

- 被災園芸産地改植等支援事業 -

■ 事業の継続、再開に必要な種苗や肥料・土壌改良資材等の生産資材の購入経費や、果樹などの改植経費、流入した土砂撤去の費用を支援します。

1 補助の対象となる事業内容

①生産資材の購入

次期作(播き直し)に必要な種苗、肥料、農薬や被災した作物の生育回復に必要な肥料、農薬の購入経費を助成

- ・種苗【対象品目】 野菜、花き、大豆、苗木等
【補助対象】 種、苗
- ・資材【対象品目】 野菜、花き、果樹、大豆、水稻、苗木等
【補助対象】 肥料、農薬、育苗ポット等

※ 被災日以降に購入して使用する資材等が対象となります。

※ 農薬等は、使用基準に基づく使用量のみが対象となります。

②改植

樹体が大きく損傷した果樹や茶の改植等の経費を助成

【対象品目】 果樹、茶、緑化木

【補助対象】 改植、未収益期間の経費

③農地の土砂撤去

流入した土砂の撤去に必要な経費を助成

2 補助対象者

令和5年7月豪雨で被災した農業者又は農業者の組織する団体で営農を再開、継続される方

3 補助率

- | | |
|--------------|----------------------------|
| ①生産資材の購入、②改植 | 事業費 × 11 / 20 以内 |
| ③農地の土砂撤去 | 事業費 × 8 / 10 以内 ※上限事業費40万円 |

※ 予算成立が前提となります。今後、予算成立までの過程で内容に変更があり得ることを御承知おさください。

4 補助を受けるための主な要件

- (1) 農産物の種子・種苗や肥料などの生産資材の購入を行い、令和5年度内に営農を再開すること
- (2) 被災からの生産回復に向け、追加的に防除・追肥などを行う農業者であること
- (3) 農産物が被災した旨の証明を受けていること